

7月の市税について

20日 市県民税第1期分の督促状の発送

31月 国民健康保険税第1期分、固定資産税第2期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料と延滞金をいただきます。

※口座振替ご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

固定資産税・市県民税 前納報奨金制度をご利用ください

固定資産税と市県民税は、年4回の納期に分けて納めますが、納期が到来していない分を一括して納めると、前納報奨金が交付されます。

間近の納期で例えると、第2期の納期までに第2〜4期分を一括して納めることで、一定の率に応じた前納報奨金の交付が受けられます。

なお、国民健康保険税には前納報奨金制度が適用されませんので、ご注意ください。

■手続きの方法
すでに送付している各期の

納付書で全期分を納めた後、市役所担当課または金融機関にある「前納報奨金請求書兼口座振込依頼書」に必要事項を記入して、市役所担当課へ提出してください。後日、市が前納報奨金を預金口座へ振り込みます。

■手続きに必要なもの
○前納報奨金を受けようとする税金の領収書

○印鑑
○振込先の預金口座が確認できるもの（通帳など）

■問合せ
○市庁舎本館納税課
納税第2係
TEL 0897-5211279

○東予総合支所税務課税務第2係、丹原または小松総合支所税務課税務係

所得税の予定納税 予定納税の減額申請

所得税の予定納税第1期分の納期は7月末までです。6月中旬に税務署から予定納税額の通知書が送付された方は忘れずに納付してください。

振替納税を利用している方は、7月31日(火)に引き落とされますので、納期限前日まで

に残高をご確認ください。平成19年6月30日現在、廃業や災害などのため、平成19年分の年間所得や所得控除などを見積もった税額が、税務署から通知されている予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税額の減額申請をすることができま

■問合せ
伊予西条税務署
個人課税部門
TEL 0897-5613292

源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税の納期限は、源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日です。

納期の特例を受けている方については、1月から6月までに源泉徴収をした所得税の納期限が7月10日(火)となっております。

源泉所得税の納付期限

納期限までに納付しないと源泉徴収義務者が延滞税や不納付加算税などを負担することになりますので、必ず納期限までに納付してください。

納付する税額がない場合で

あつても、所得税徴収高計算書(納付書)を所轄の税務署に送付・提出してください。

■問合せ
伊予西条税務署
法人課税部門
TEL 0897-5613293

農耕トラクターなどの登録をお忘れなく

農耕トラクターなどの小型特殊自動車を使用・保有するときは、市に登録してナンバープレートをつけることにな

■問合せ
市庁舎別館農業委員会
TEL 0897-5211262

つています。また、万一の事故に備え保険に加入しましょう。自賠責保険には加入できませんが、比較的安い掛け金で、JAなどの自動車共済に入ることはできます。

○登録について
市庁舎本館納税課(TEL 0897-5211278)、各総合支所税務課

○保険について
市庁舎別館農業委員会
TEL 0897-5211262

犬を飼うには 飼い主のマナーが大切です

フンの後始末は飼い主の責任です!

玄関先に犬のフンをされて困っています。飼い主のマナーの悪さにはあきれ果てます。なんで犬を飼っていない家で片付けなくてはいけないのでしょうか。

上の苦情は、市民の方からです。自宅の周囲にフンを残され、朝晩掃除しなければならない人や放置されたフンを踏んでしまったり、悪臭で不快な思いをしたり、迷惑をしている人はたくさんいます。

これらの人はフンをした犬よりもフンを放置した飼い主に憤りを感じており、トラブルの原因にもなりかねません。

スコップを片手に、フンに土をかぶせたり、埋めたりしている人も見かけますが、「土に還す」というのも問題があります。スコップや袋を持つのは格好だけで、実際には持ち帰らずそのままにしておくというのは、絶対にいけません。

犬のフンは、必ず飼い主が持ち帰って処理しましょう。